1. 目的·目標

目的:**高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的**とする。

(学校教育法第50条)

- 目標:① 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
 - ② 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
 - ③ 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。 (学校教育法第51条)
 - ※ 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。 (学校教育法第62条において準用する同法第30条第2項)

2. 高等学校入学資格

高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者(※)とされている。

※ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、在外教育施設を修了した者等

(学校教育法第57条、学校教育法施行規則第95条)

3. 入学者選抜

中学校から送付された調査書その他必要な資料、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

※ 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができ、調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

(学校教育法第59条、学校教育法施行規則第90条)

4. 課程

高等学校には**全日制、定時制、通信制の課程**を置くことができる。

・全日制:通常の時間帯において授業を行う課程

・定時制:夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程

・通信制:通信による教育を行う課程

(学校教育法第53条、第54条)

5. 学科

一定の教育目標を達成するために、各教科・科目を一つのまとまった教育内容を持つよう系統化を図ったもの。教育課程を編成する上で、また生徒が履修する上でのまとまりとなるもの。高等学校の学科は大きく次の3つに区分される。

・普通科:普通教育を主とする学科

・専門学科:専門教育を主とする学科

※ 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科、理数科、体育科、

音楽科、美術科、外国語科、国際関係科、その他専門教育を施す学科

・総合学科:普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

(学校教育法第52条、高等学校設置基準第5条及び第6条)

6. 修業年限

・全日制の課程:3年

・定時制の課程及び通信制の課程:3年以上

(学校教育法第56条)

7. 卒業に必要な単位数・教育課程

①全学科共通:74単位以上で各学校が定める(1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする)

②専門学科のみ:専門教科・科目から25単位以上

(学校教育法施行規則第84条及び第96条、高等学校学習指導要領)

8. 教科書

文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

(学校教育法第62条で準用する同法第34条)

※ 文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合(一部の専門教科や学校設定科目等)には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

(学校教育法施行規則第89条)

9. 高等学校に置く職

- ・校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- ・このほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。 (学校教育法第60条)

高等学校教育を取り巻く現状と課題認識

中央教育審議会 新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ(令和2年11月)

○ 高等学校は、義務教育機関ではないものの、既に進学率が約99%に達し、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっている。それゆえ、高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験など様々な背景を持つ生徒が在籍しているという現状を踏まえて教育活動を展開することが極めて重要である。このため、全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応」を併せて進めることによって、高等学校教育の質の確保・向上を目指すことが求められる。

特に、様々な特性等を持つ生徒の学習意欲を喚起する観点からは、全ての生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、これからの高等学校教育の在り方、各高等学校に求められる役割を様々な観点から検討する必要がある。

(略)

○ (略) 高等学校においては、初等中等教育段階最後の教育機関として、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性及び能力を最大限に伸長しながら、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが求められている。このため、高等学校における教育活動を、高校生を中心に据えることを改めて確認し、その学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するためのものへと転換することが急務である。すなわち、これからの各高等学校には、それぞれの高等学校において特色・魅力ある教育を行い、生徒一人一人が主体的に学びに取り組むことを支援していくことが求められる。

高等学校進学率が約99%に達している現在、必ずしも全ての高校生が、それぞれの高等学校における授業内容に着目して進学先を選択しているわけではなく、学習意欲が余り高くない生徒も入学していることが考えられるが、そうした生徒も含めて高等学校に受け入れた上で、個別最適な学びと協働的な学びを実現することにより高等学校卒業時点で必要な資質・能力を身に付けさせることが今日の高等学校の役割として期待されている。